

福岡医発第 2850 号（地）
令和 7 年 1 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の
支給等に関する法律」周知のためのリーフレットの送付について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布につきましては、令和 6 年 10 月 31 日付福岡医発第 2103 号（地）にて貴会宛ご連絡しているところです。

本法律が令和 7 年 1 月 17 日に施行されたことから、今般、福岡県福祉労働部より、別添のとおりこども家庭庁作成の本制度の周知を図るためのリーフレット及び本制度に係る福岡県のホームページについて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1 送付物

- (1) こども家庭庁作成リーフレット
- (2) こども家庭庁作成リーフレット（知的障がい者向け）

2 福岡県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuseihogoho.html>



公益社団法人福岡県医師会会長
公益社団法人福岡県病院協会会長
一般社団法人福岡県私設病院協会会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
福岡県産婦人科医会会長
福岡県泌尿器科医会会長

殿

福岡県福祉労働部長
(子育て支援課母子保健係)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」周知のためのリーフレット（電子データ）の送付について（周知依頼）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（令和6年法律第70号。）が、令和7年1月17日に施行されました。

つきましては、別添のとおり、制度周知リーフレットの電子データをお送りいたしますので、補償金等の支給手続等の情報を適切に届けることができるよう、貴会会員の医療機関に対し、本制度を御周知いただきますようお願いいたします。

また、本制度に係る福岡県のHPを作成しておりますので、併せて御周知いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレットの紙媒体は、手配が完了次第、別途お送りさせていただく予定ですので申し添えます。

記

1 送付物（電子データ）

- (1) こども家庭庁作成 リーフレット
- (2) こども家庭庁作成 リーフレット（知的障がい者向け）

2 福岡県のHP

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuseihogoho.html>



【問い合わせ先】

福岡県福祉労働部
子育て支援課母子保健係 中路
TEL 092-643-3307
MAIL boshihoken@pref.fukuoka.lg.jp

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ

対象となる方に補償金等を支給します。

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定の障害や疾病のある方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い、執行し優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的に係る施策を推進してきたことにつきまして、深刻にその責任を認め深く謝罪いたします。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことにつきましても、深く謝罪いたします。

補償金の支給

対 象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひまご曾孫又はおいめい甥姪))

支給額: 本人 1500万円 配偶者 500万円 ※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対 象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額: 320万円

※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対 象: 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額: 200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

【請求期限】 令和12年1月16日

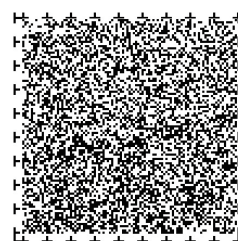
お問い合わせ先

具体的な補償金等の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。
ご希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートします。
各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。

こども家庭庁

手話字幕動画は裏面に記載した特設サイトからご覧になれます。

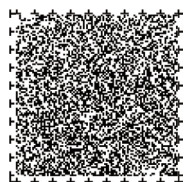
このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和7年1月17日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・☒メールアドレス・🏠ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711 FAX 011-232-4240 ☒ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 ☒ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 ☒ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 ☒ kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 ☒ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 ☒ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用) FAX 024-521-7747 ☒ boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法補償金、一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 ☒ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ☒ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ☒ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 ☒ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501(専用) FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 ☒ S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 🌐 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ntf5/yuse-toiawase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933(専用)のほか県保健所 FAX 025-285-8757 ☒ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3493 ☒ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用) FAX 076-225-1423 ☒ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286(こども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ☒ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 ☒ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 ☒ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 ☒ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 ☒ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-7493 ☒ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 ☒ sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(子育て支援課)	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ☒ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4792 ☒ kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ☒ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 ☒ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 ☒ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2642 FAX 073-428-2325 ☒ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145(福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ☒ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 ☒ yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-225-7283 ☒ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 ☒ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 ☒ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2843 ☒ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 ☒ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ☒ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用) FAX 088-823-9658 ☒ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3260 ☒ kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 ☒ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用) FAX 095-825-6470 ☒ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 ☒ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 ☒ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 ☒ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5561 ☒ yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ☒ aa031305@pref.okinawa.lg.jp



こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

☒ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00~17:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法補償金等特設サイトや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

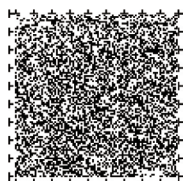
旧優生保護法補償金等特設サイト
(手話字幕動画もご覧になれます。)



と どう ふ け ん ま ど ぐ ち
都道府県 の 窓 口

れい わ 6 ねん 10 がつ に「旧優生保護法補償金等支給法」という法律ができました。

都道府県	窓 口	電話・FAX・Eメールアドレス・ホームページ
北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711 FAX 011-232-4240 ⑩ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 ⑩ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 ⑩ AD0007@pref.iwate.jp
宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 ⑩ kosodates@pref.miyagi.lg.jp
秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 ⑩ hoken@pref.akita.lg.jp
山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 ⑩ yusei@pref.yamagata.jp
福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用) FAX 024-521-7747 ⑩ boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
茨城県	旧優生保護法補償金・一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 ⑩ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ⑩ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ⑩ jidouka@pref.gunma.lg.jp
埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 ⑩ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501(専用) FAX 043-224-4085 ⑩ https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 ⑩ S1140201@section.metro.tokyo.jp
神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)・045-210-4727 FAX 045-210-8860 ⑩ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/yuse-toiawase.html
新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933(専用)のほかに県保健所 FAX 025-285-8757 ⑩ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3493 ⑩ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用) FAX 076-225-1423 ⑩ yuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
福井県	健康福祉部こども未来課・県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286(こども未来課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ⑩ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 ⑩ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 ⑩ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 ⑩ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 ⑩ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-7493 ⑩ kokoro@pref.aichi.lg.jp
三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 ⑩ sodachi@pref.mie.lg.jp
滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(子育て支援課)	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ⑩ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4792 ⑩ kyuh-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ⑩ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 ⑩ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 ⑩ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2642 FAX 073-428-2325 ⑩ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145(福祉保健課)のほかに県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ⑩ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974(専用)・0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 ⑩ yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-225-7283 ⑩ yuseihogo@pref.okayama.lg.jp
広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 ⑩ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 ⑩ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほかに県保健所 FAX 088-621-2843 ⑩ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 ⑩ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほかに県保健所 FAX 089-912-2399 ⑩ healthpro@pref.ehime.lg.jp
高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用) FAX 088-823-9658 ⑩ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3260 ⑩ kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 ⑩ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用) FAX 095-825-6470 ⑩ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 ⑩ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 ⑩ sodan12210@pref.oita.jp
宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 ⑩ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5561 ⑩ yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ⑩ aa031305@pref.okinawa.lg.jp



くわしくは こども家庭庁 の 特設サイト や 各都道府県 の ホームページ など を み て く だ さ い 。

旧優生保護法
補償金等特設サイト

「旧優生保護法 による 優生手術・人工妊娠中絶 などを受けた 方 と ご家族 へ」
https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin



手話字幕動画 も ご覧 になれます。

きゅう ゆう せい ほ ご ほう

旧優生保護法 に よる

こども が できなくなる

手術 など を うけた人 や

おなか の 中 の 赤ちゃん を

うめなく された 人 と ご家族 へ

お金 を 受けとる こと が できます。

きゅう ゆう せい ほ ご ほう ほ しょう きん とう し きゅう ほう
旧優生保護法補償金等支給法 に ついて

令和 6 年 10 月 に「旧優生保護法補償金等支給法」という法律 が できました。

この 法律 は 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく

こども が できなくなる 手術 など を うけたり おなか の 中 の

赤ちゃん を うめなく され からだ や 心 に大きな 苦しみ や 痛み を

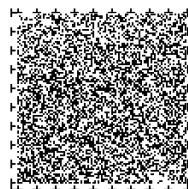
うけた 方々 に 対して お金 を 払う こと を 定めています。

被害 を うけた 方々 に 対して 国 として

せき にん を みとめ 深く しゃざい します。

こども家庭庁

このマークは、視覚に頼れない方などが使う
音声コード(Uni-Voiceコード)です。



お^{かね}金 を うけとる こと が できる 人 は
どのような 人^{ひと} ですか？
また、うけとる お^{かね}金 は いくら ですか？

補^ほ償^{しょう}金^{きん}

- こども が できなく なる 手^{しゅ}術^{じゆつ} など を うけた 人^{ひと}
→ 1500万^{まん えん}円 です。
- こども が できなく なる 手^{しゅ}術^{じゆつ} など を
うけた 人^{ひと} の 結^{けっ}婚^{こん}相^{あい}手^て
→ 500万^{まん えん}円 です。
※ 本^{ほん}人^{にん} が 亡^なくなっ ている 場^ば合^{あい} に は そ の 家^か族^{ぞく} が うけとる こと が でき ます。

優^{ゆう}生^{せい}手^{しゅ}術^{じゆつ}等^{とう}一^{いち}時^じ金^{きん}

- こども が できなく なる 手^{しゅ}術^{じゆつ} など を うけた 人^{ひと}
→ 320万^{まん えん}円 です。
※ 補^ほ償^{しょう}金^{きん} を うけた 場^ば合^{あい} も うけとる こと が でき ます。

人^{じん}工^{こう}妊^{にん}娠^{しん}中^{ちゅう}絶^{ぜつ}一^{いち}時^じ金^{きん}

- お^{なか}な の 中^{なか} の 赤^{あか}ちゃん を うめなく され た 人^{ひと}
→ 200万^{まん えん}円 です。
※ 優^{ゆう}生^{せい}手^{しゅ}術^{じゆつ}等^{とう}一^{いち}時^じ金^{きん} を うけた 場^ば合^{あい} は うけとる こと が でき ませ ン。

いつまで 手^て続^{つづ}き が でき ます か？

令^{れい}和^わ 12年^{ねん} の 1月^{がつ} 16日^{にち} まで です。

まずは 住^すん で い る 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん} や
こども家^か庭^{てい}庁^{ちよう} の 窓^{まど}口^{ぐち} に
相^{そう}談^{だん} し ま し ょ う。

ご希^き望^{ぼう} が あ れ ば 手^て続^{つづ}き を
弁^{べん}護^ご士^し が 無^む料^{りよう} で お手^て伝^{つだ}い し ます。

- 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん} の 窓^{まど}口^{ぐち} は 次^{つぎ} の ペー ジ に あ り ます。
- こども家^か庭^{てい}庁^{ちよう} の 窓^{まど}口^{ぐち}

☎ 電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう} 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受^う付^け時^じ間^{かん} 10:00～17:00
(月^{げつ}曜^{よう}日^び から 金^{きん}曜^{よう}日^び。土^ど日^{にち}祝^{しゅく}日^{じつ} 年^{ねん}末^{まつ}年^{ねん}始^し を 除^{のぞ}く。)

